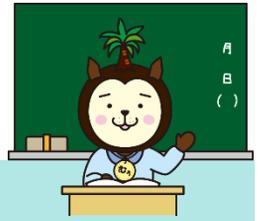


[留意事項等]



■ [がん教育の進め方の基本方針]

- 学校が主体となって企画運営する。（講師に依頼して終わりにしていないか）
- 講師の専門性が生かされるような指導の工夫を行う。
具体的には、講師が一方向的に話すのみではなく、児童生徒が主体的に考えたり、活動したりする時間を確保するなどの工夫が望ましい。
- 学校教育活動全体で健康教育の一環として行う。
（学校保健計画へ位置付けられていることが望ましい）
- 発達段階を踏まえた指導を行う。
 - ・小学校では主として「健康と命の大切さを育むこと」を主なねらいとする。
 - ・中学校、高等学校では主として「科学的根拠に基づいた理解をすること」を主なねらいとする。※ 科学的根拠に基づいた理解をねらいとした場合、専門的な内容を含むため、医療従事者による指導、健康や命の大切さをねらいとした場合、がん患者や経験者による指導がより効果的であるといった趣旨であり、小学校に専門医、中学校・高等学校にがん患者等を派遣してはいけないということではない。

■ [配慮が必要なケース]

- 小児がんの当事者、小児がんにかかったことのある児童生徒がいる場合
- 家族にがん患者がいる児童生徒や、家族をがんで亡くした児童生徒がいる場合
- 生活習慣が主な原因とならないがんもあり、これらのがん患者が身近にいる場合
- がんに限らず、重病・難病等にかかったことのある児童生徒や、家族に該当患者がいたり家族を亡くしたりした児童生徒がいる場合
- 具体的な配慮の方法については、児童生徒の状況を最もよく把握している教職員（学校）が、学校全体の共通理解のもと、個別の状況に応じて検討を行う。その際、外部指導者にも必要な情報は共有し、連携を図ることが大切である。
※ 保護者や本人に内容等を説明し、保護者や本人の意向を尊重した対応を行う。

■ [配慮が必要な情報等]

- 「がんは不治の病である」など科学的な根拠に基づかない情報
- 「がんは簡単に治せる」などの誤解を与える可能性のある情報
- 「がんにかかるか否かは本人自身の行いによる」等の表現が使われている情報
- 「がんは他人にうつる病気」等の表現が使われている情報